



佐賀県公報

平成18年
4月7日
(金曜日)
第 12739号

○告示

●佐賀県告示第二百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、
次のとおり指定医療機関から廃止の届出があつた。

平成十八年四月七日

名 称	所 在 地	廢止年月日
江口医院	佐賀市神野東一丁目五番一号	平成一八・一・一
酒井医院	佐賀市水ヶ江一丁目八番五号	平成一七・一二・二九
大石外科医院	鳥栖市田代本町八八二番地一	平成一八・二・一
西村医院	唐津市厳木町牧瀬七七番地一一	平成一八・一・一
西島皮膚科医院	佐賀市大和町大字尼寺二六七一番地二	平成一八・二・一
ひょうごクリニック	佐賀市兵庫南三丁目一四番一八号	平成一八・三・一
加藤眼科医院	唐津市南城内二番一〇号	平成一八・三・三
とがし歯科医院	鹿島市大字納富分二九一九番地九	平成一八・二・一
松本歯科医院	佐賀市柳町二番一二号	平成一八・一・一
小松歯科	佐賀市天祐二丁目三番一二号	平成一八・二・一
せふり薬局	神埼郡脊振村大字広瀬五三三番地五	平成一八・一・一
有限公司やすみせ薬局	伊万里市山代町立岩四一二番地四	平成一八・一・一八

佐賀県知事 古川 康

- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (二七〇・地域福祉課) 一
- 生活保護法に基づく医療機関の指定 (二七一・ ") 一
- 生活保護法に基づく訪問看護事業者の指定 (二七二・ ") 二
- 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止 (二七三・ ") 二
- 生活保護法に基づく施術機関の指定 (二七四・ ") 二
- 吉野ヶ里歴史公園の入園料及び駐車場の使用料を免除する日 (二七五・まちづくり推進課) 三
- 証紙売りさばき人の売りさばき所の位置の変更 (二七六・会計課) 三
- 肥料登録の有効期間の更新 (二七七・園芸課) 三
- 国土調査法に基づく地籍調査成果の認証 (二七八・土地対策課) 三
- " (二七九・ ") 四
- 都市計画法及び佐賀県都市計画公聴会規則に基づく公聴会の開催 (二八〇・ ") 五
- 開発行為に関する工事の完了 (二八一・ ") 六

公 告

●佐賀県告示第二百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

- 情報教育コンピュータシステムの借り入れに係る一般競争入札 (公 告) 六
- 選管委員会事項 (告 示・一四) 七
- 公職選挙法に基づく開票区の設定 (告 示・一四) 七

正誤

平成十八年四月七日

名 称	所 在 地	指定年月日
江口医院	佐賀市神野東一丁目五番一号	平成一八・一・一
大石クリニック	鳥栖市田代本町八八二番地一	平成一八・二・一
医療法人西島皮膚科医院	佐賀市大和町大字尼寺二六七一番地二	平成一八・二・一
ゆうあいクリニック	鹿島市大字高津原一九六二番地一	平成一八・二・二
なかしま小児科	佐賀市兵庫町大字瓦町一〇九六番二	平成一八・三・一
加藤眼科医院	唐津市西城内六番四三号	平成一八・三・三
ヨシロー歯科クリニック	伊万里市立花町三四二七番地三	平成一八・一・一
とがし歯科医院	鹿島市大字納富分一九一九番地九	平成一八・二・一
松本歯科医院	佐賀市柳町一番二二号	平成一八・一・一
ひだか歯科	藤津郡太良町大字多良一番一九	平成一八・二・一四
医療法人小松歯科	佐賀市天祐二丁目三番一二号	平成一八・二・一
せふり薬局	神埼郡脊振村大字広滝一三七番地六	平成一八・一・一

●佐賀県告示第二百七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の訪問看護事業者を指定した。

平成十八年四月七日

佐賀県知事 古川 康

(一) 指定年月日 平成十八年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 株式会社コムスン

所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション佐賀

所在地 佐賀市下田町一番十三号下田店舗一階

二 (一) 指定年月日 平成十八年二月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号

名称 株式会社コムスン

所在地 鳥栖市大正町七百三番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション鳥栖

所在地 鳥栖市大正町七百三番地一

三 (一) 指定年月日 平成十七年十一月一日
(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小島病院

所在地 伊万里市黒川町塩屋二百五番地一

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 医療法人小島病院訪問看護ステーションくろがわ

所在地 伊万里市黒川町塩屋二百二十二番地一

●佐賀県告示第二百七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定施術機関の廃止の届出があつた。

平成十八年四月七日

佐賀県知事 古川 康

(一) 施術者名 平成十八年一月一日

(二) 施術機関名

井本 英雄 とまと整骨院 多久市北多久町大字小侍一一〇八番

地四 平成一八・二・一

(三) 所在地 平成十八年一月一日

(四) 廃止年月日

(五) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社コムスン訪問看護ステーション佐賀

所在地 佐賀市下田町一番十三号下田店舗一階

●佐賀県告示第二百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する

同法第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する機関として、次の施術機関を指定した。

平成十八年四月七日

施術者名 井本 英雄	施術機関名 井本整骨院	所 在 地 嬉野市塩田町大字馬場下甲一六八七番地	指定年月日 平成一八・一一・一
---------------	----------------	-----------------------------	--------------------

○佐賀県告示第一一四七十四号

佐賀県立都市公園条例（昭和三十六年佐賀県条例第三十二号）第十条第五号に規定する知事が別に定める日を次のとおり定めた。

平成十八年四月七日

佐賀県知事 古川 康

年 月 日	免除する使用料等
平成一八年四月一一日	入園料及び駐車場の使用料
平成一八年四月二九日	入園料及び駐車場の使用料
平成一八年五月五日	入園料（小学校児童及び中学校生徒に限り）及び駐車場の使用料

○公報

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成18年4月7日

佐賀県知事 古川 康

登録番号 第669号	肥料の 種類 混 合 有 機 質 肥 料	肥料の 名 称 バランスク ローラ りん酸全量 12.0%	保証成分量 窒素全量 5.0% りん酸全量 12.0%	生産業者		有 效 期 限 平成21年 3月7日
				その 他の 規格 名 称 理研農產 化工株式 会社	生 产 者 姓 名 佐賀市大 財北町2 番1号	
佐賀県肥 料 第672号	乾燥菌 体肥料	フィッシュ エース	窒素全量 6.5% りん酸全量 2.0%	唐津水産 加工団地 協同組合	唐津市海 岸通182 の268	平成21年 3月26日

- 佐賀県告示第一一四七十六号
佐賀県証紙条例施行規則（昭和三十九年佐賀県規則第二十一号）第十一條第一項の規定により、証紙売りやばき人の売りやばき所の位置を変更した。佐賀県出納長から通知があつた。

平成十八年四月七日

佐賀県知事 古川 康

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成18年4月7日

佐賀県知事 古川 康

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成18年4月7日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称
多久市

2 調査を行った時期
平成16年7月26日から平成18年2月22日まで

3 成果の名称
多久市の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
多久市北多久町大字多久原及び大字小侍並びに南多久町大字下多久及び大字長尾の各一部

5 認証年月日
平成18年4月7日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査（地籍調査）の成果を次のとおり認証した。

平成18年4月7日

佐賀県知事 古川 康

1 調査を行った者の名称
基山町

2 調査を行った時期
平成16年4月7日

平成18年5月11日から平成18年2月23日まで

3 成果の名称
基山町の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域
基山町大字園部の一部

5 認証年月日
平成18年4月7日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項及び佐賀県都市計画公聴会規則（昭和45年佐賀県規則第37号）第2条の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成18年4月7日

佐賀県知事 古川 康

1 開催の日時及び場所
日時 平成18年4月28日（金）午後7時から
場所 唐津市西城内 市民会館(大会議室)

2 公聴会において意見を聴こうとする都市計画案
唐津都市計画の変更

3 都市計画案の概要
(1) 道路区域の変更及び車線の数の決定

ア 変更の対象とする都市施設 唐津都市計画における道路 イ 変更の対象とする道路 (ア) 3・4・5号大手口佐志線 (イ) 3・4・6号東唐津西唐津線	(乙) 3・4・26号唐津駅前線 (サ) 3・4・29号鏡支線 (シ) 3・4・101号東町西町線 (ス) 3・5・14号坊主町神田線 (セ) 3・5・15号東唐津和多田線
ウ 変更の内容 (ア) 3・4・5号大手口佐志線 都市計画を定める土地の区域の変更 追加する部分 唐津市朝日町及び西旗町 削除する部分 唐津市朝日町 (イ) 3・4・6号東唐津西唐津線 都市計画を定める土地の区域の変更 追加する部分 唐津市富士見町 削除する部分 唐津市西浜町	車線数の決定を行う。 4 都市計画案の縦覧場所 唐津都市計画の変更案は、佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課、唐津 土木事務所及び唐津市建設部都市計画課で平成18年4月21日(金)まで縦覧 に供します。
エ 車線の数のみの決定 ア 変更の対象とする都市施設 唐津都市計画における道路 イ 変更の対象とする道路 (ア) 3・2・2号東唐津久里線 (イ) 3・2・28号原鬼塚線 (ウ) 3・4・4号唐津駅大手口線 (エ) 3・4・7号大手口西の浜線 (オ) 3・4・9号和多田二タ子線 (カ) 3・4・10号東城内町田線 (サ) 3・4・11号神田菜畑線 (ハ) 3・4・19号唐津駅赤川線 (ヘ) 3・4・22号東唐津駅原線	5 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成18年4月21日(金)ま でに意見の趣旨及びその理由並びに住所、氏名、職業、年齢及び電話番号を 記載した書面(公述申出書)を佐賀県知事に提出してください。 6 公述申出書の提出先及び公聴会に関する問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課 佐賀市城内一丁目1番59号(電話0952-25-7159) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為 に関する工事の完了を次のとおり公告します。 平成18年4月7日
1 開発区域に含まれる地域の名称 唐津市浜玉町東山田字細工作4804番1、4825番及び4840番1並びに字外原 4868番1、4868番4、4878番、4879番1、4879番2、4881番1及び4881番2 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名	佐賀県知事 古川 康

唐津市浜玉町浜崎598番地1
松浦東部農業協同組合

○ 競争入札拂問

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年4月7日

収支等命令者

佐賀県教育センター所長 宮 崎 正 則

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品の名称 情報教育コンピュータシステム 一式

(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。

(3) 借入期間 平成18年6月1日から平成22年5月31日まで(48か月)

(4) 納入場所 佐賀市大和町大字川上

佐賀県教育センター

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の5パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-0214 佐賀県佐賀市大和町大字川上
佐賀県教育センター 総務課
電話 0952-62-5211

- 2 入札参加資格及び条件
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者で

あつても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であつても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。

(4) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

(5) 機器のセットアップ（設置・設定等を含む。）及びソフトウェアのインストール、ネットワーク環境設定作業等ができる者であること。

3 入札参加者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、納入しようとする物品等の機能等を説明する書類及び2の(4)を確認することができる書類を、平成18年4月20日の17時15分までに、4の(1)の場所に提出しなければならない。提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出された書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者で

の午前8時30分から午後5時15分まで、(1)の場所で隨時交付する。

(4) 入札書の提出方法 (1)の場所に持参し、又は郵送すること。
なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

(5) 入札書の提出期限 平成18年4月27日(木) 午前10時までに必着

(6) 開札の日時及び場所 平成18年4月27日(木) 午前10時

佐賀県教育センター 第1研修室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号) 第103条

第2項第2号の規定により免除

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除

(3) 入札の無効 次の各号のいずれかに該当する者が行つた入札は無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行つた者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提示した者

エ 1人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 法令又は入札に関する条件に違反した者

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもつて申込みをしたもの落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があると

きは、これに代えて、当該入札事務に關係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 詳細は入札説明書による。

(7) この調達契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年佐賀県条例第17号)の適用を受ける。

(8) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be purchased : Computer System for teachers' training, 1 set

(2) Deadline : 10:00 AM on April 27 2006

(3) For more information, Contact : Saga Prefectural Education Center, Kawakami Yamato-Cho, Saga-Shi, Saga-Ken, 840-0214, Japan

Tel 0952-62-5211

○ 選挙権付与申請

●佐賀県選挙権付与申請

公職選挙法(昭和31年法律第109号)第十八条第一項の規定による、次の選挙権について開票区を設立する。

平成十八年四月七日

佐賀県選挙管理委員会

投票権 令 限 制 男

1 選挙権を設立の選挙

平成十八年四月二十一日(土曜日)の選挙

1 選挙区

申込先 購読料
一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年四月七日印刷及び発行者
佐賀県知事 古川 康行

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株古川総合印刷

市町村名	開票区名	区	域
神埼市	神埼町開票区		
千代田町開票区	千代田町第一投票区、神埼町第二投票区、神埼町第三投票区、神埼町第四投票区、神埼町第五投票区、神埼町第六投票区		
脊振町開票区	千代田町第一投票区、千代田町第二投票区、千代田町第三投票区、千代田町第四投票区		
投票区	脊振町第一投票区、脊振町第二投票区、脊振町第三投票区、脊振町第四投票区、脊振町第五投票区、脊振町第六投票区		

○ 正誤

1 左から上段 一三行目	頁 箇所	誤	正
(園芸課)			
(農産課)			

平成十八年三月二十七日付け佐賀県公報第一二七三四号中訂正